

第24期 第29回大津市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月12日(金) 13時30分から14時47分

2. 開催場所 大津市役所 別館1階 大会議室

3. 出席委員(17人)

会長	12番	横山 成治
副会長	5番	安井 善次
副会長	13番	松尾 比古敏
副会長	15番	上坂 雅彦
	1番	高谷 久美子
	2番	宇野 幸太郎
	3番	大伴 四郎左衛門
	4番	橋本 正和
	6番	山本 公彦
	7番	田中 謙一
	8番	西村 博
	9番	森元 直紀
	10番	西村 正明
	11番	森田 康裕
	14番	正田 富美子
	16番	服部 みさ子
	18番	三田村 美江

4. 欠席(1人)

17番 槌田 昌子

5. 説明員(2人)

農林水産課

6. 傍聴人(0人)

7. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

4番 橋本 正和 委員

6番 山本 公彦 委員

- 第2 議案第106号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第107号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第108号 農用地利用集積計画について
報告第152号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第153号 農地法第5条第1項7号の規定による届出について
報告第154号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第155号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出について
報告第156号 相続税納税猶予の適格者証明書について
報告第157号 農地法第3条の3第1項の規定による権利取得の届出について

第3 その他事項

8. 農業委員会事務局職員

局長、次長、主査、主査

9. 会議の概要

事務局長 それでは、第24期第29回大津市農業委員会定例総会を開催いたします。
最初に大津市農業委員憲章の斉唱を行いますので、ご起立をお願いいたします。
なお、先唱につきましては、従前から議席番号順となっております。本日は、議席
番号11番 森田 康裕委員に先唱いただきますので、以後一齐に、ご唱和をお願い
いたします。よろしくお願いいたします。

< 大津市農業委員憲章斉唱 >

事務局長 ありがとうございます。ご着席ください。
それでは、会議全体の司会進行は副会長の輪番制となっておりますので、本日は
北部選出の副会長であります安井 善次委員をお願いいたします。
それでは、よろしくお願いいたします。

副会長 それでは、議事に先立ちまして本定例総会の成立について申し上げます。
本日は、榎田委員が所用のため欠席されておりますので、在任委員18名のうち、
ただいま出席者は17名でございます。在任委員の過半数に達しておりますので、農
業委員会等に関する法律第28条第4項の規定により、本定例総会は成立してありま
すことをご報告申し上げます。
なお、農業委員会会議規則第12条の規定により、本会の傍聴を認めます。
次に、会長からご挨拶をいただきます。会長、よろしくお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

副会長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事進行につきましては、大津市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、日程に従い始めさせていただきます。

議事録の整理のため、発言にあたっては挙手し、氏名を述べていただいた上で、ご発言いただきますようお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定させていただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、議事が円滑に進行できますよう、よろしくご協力をお願いいたします。

大津市農業委員会会議規則第11条に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

本日の議事録署名人を指名いたします。

4番 橋本 正和 委員

6番 山本 公彦 委員

よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。

議案第106号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議案といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(事務局、資料に基づき説明)

議 長

説明が終わりましたので、農地法第3条の趣旨に照らし、申請農地について権利の設定・移転が妥当であるかどうか、地元委員のご意見をお伺いします。No. 1の仰木四丁目につきまして、地元委員より、ご意見をお願いします。

委 員

このNo. 1の土地であります。8月4日に地元の推進委員と一緒に譲受人さんの説明を受けに行きました。この写真を見ていただくと分かる通り、1筆ですが、田は3枚になります。今回譲り受けられる田んぼは、譲受人さんの家の真ん前にある田んぼであって、現在も小作をしておられます。譲渡人さんのご主人が数年前に亡くなられてからは耕作できないということで、どんどん田の規模を縮小していきたいという意向があり、今回話がまとまりましたので、何も問題ないかと思っておりますのでご審議、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、No. 2の里四丁目につきまして、地元委員より、ご意見をお願いします。

委 員

2番の件ですが、買うのは亡くなられた所有者の弟さんに当たります。これにつきましては、8月6日、地元推進委員と一緒に見てまいりました。資料にもありますように、5ページの田んぼですが、その横に県道の建設計画がございます。利便性もよ

く、水路も全て設置されておりますので、何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議、お願いしたいと思います。

議長 はい、ありがとうございました。
続きまして、No. 3の大江五丁目につきまして、地元委員より、ご意見を申し上げます。

委員 少し立会いが遅くなり、4日に立ち会いしました。この譲受人の住まいがこの地図ですと北のほうに約3cmか4cmぐらいのところですか。近くでございますが、現況写真の右側が現状耕作されている部分で、ほぼ地続きになり、耕作には何ら不安はないという状況です。そして、この方につきましては、草津市でも畑作をやっておられ、経験も豊富ですし、譲り受けられても農地としての活用は問題ないものと推察いたします。以上、よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。
それでは、何かご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですのでお諮りします。No. 1について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第106号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 2について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第106号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2は許可することに決定いたします。

続きまして、No. 3について、賛成の方は挙手をお願いします。

<採 決>

議長 挙手全員により、議案第106号 農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3は許可することに決定いたします。

続きまして、議案第107号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 (事務局、資料に基づき説明)

議長 それでは、説明が終わりましたので、7月26日に実施いたしました現地調査は、一日立会委員として、〇〇委員に調査いただきました。

それでは、農地法第4条の農地転用許可基準から見た審査状況について、一日立会委員よりご報告をお願いします。

委員 7月26日に事務局2名と地元推進委員と一緒に現地調査をさせていただきました。

12ページの写真にもありますように、長い間、50年以上前からこのような状態になっていまして、周りには田んぼもございませんので、今さらというのはおかしいかもしれないですが、田んぼに戻してくださいと言っても耕作のしようがないなどということで確認してまいりました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

続きまして、地元委員の意見をお伺いします。No.1の南小松につきまして、地元委員にご意見をお伺いします。

委員 26日、時間の都合がつかず、同日の午前10時から一人で行きまして、先ほど一日立会委員がおっしゃったように、旧志賀町時代から50年もたっていると。本来であれば、もっともっと早くからしていなければならぬ案件だったのが時間がたって、本人もいわゆる顛末でこのようなことがないよということでも出されてもおりますし、先ほど一日立会委員も言われたように周辺に農地もございませんし、何ら周囲に悪影響を及ぼすこともありませんので、妥当かと思っております。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何かご意見・ご質問はありますか。

委員 この案件ですが、写真を見ても隣に家があると思います。申請人の家でありまして、建物部分は分筆されていると思います。その家を建てる時に、なぜ分からなかったのかということが1つ問題に思いますし、分かっていたとしたらこの顛末書に農地法について十分な知識がなかったと書いてありますが、ここの文章を何とかもう少し考えて書き直してもらいたいようにお願いできないでしょうか。

事務局長 私も現場を見ました。委員の言われるとおりで、平成18年に宅地造成されております。その際には転用が出ております。この転用で一旦は、宅地部分は分かるのですが、そのほかの農地が埋め立てられて駐車場になっていると、その時には恐らく分かっていたらと思うのですが、何分にもこれは志賀町時代のこと、大津市に合併以前ということで、大津市からしたらこの案件は後々に分かった案件で、今に至るという形になっており、志賀町時代がどうだったかという引き継ぎをもらっておりませんので、そのことは分かりかねるということになっております。よろしく申し上げます。

委員　それでしたら、ここの十分な知識がなかった、というところが、知識があったと考えられますので、ここの文章だけでも変えてもらうように指導していただけないでしょうか。

事務局長　この時の知識というのは分からないですが、そこはこの申請者と話をして、実際にこの当時、農地法としての知識があったのかなかったのかということにつきましては、なかったということで、こういう形をとっておられる。

委員　知らなかったということになったら、悪い言葉で言うと、うそになりますね。

事務局長　知識上は知らずにやってしまったという形では善意には解釈しております。

委員　家を建てる時には転用されていますよね。

事務局長　その部分だけの農地転用という形ですね。

委員　これは同じ1つの家の中ですね。分筆手続はしてあるからこうですが、もともとは〇〇番地で1つの番地だったと思います。

事務局長　恐らくはね。

委員　それがここだけ分筆されて家が建っている、その時には農転をしているということになりますね。そしたら、その時になぜ全部しなかったのかということになってくるし。

事務局長　ほかの部分を含めてね。はい、分かりました。

委員　そこだけを少し。

事務局長　そうですね。

委員　志賀町時代と言ったところで、今、大津市で審議しているのだから、少しそれを考えていただきたいです。

事務局長　はい、分かりました。事務局といたしましては、申請者の方にこの顛末について、もとより分かって転用しているのだから、この知識がなかったという部分を削除してもらい変更してもらおうという形で進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

議長　ほかにご質問・ご意見ございますか。

委員 そうしましたら、今の案件は文書を見てから可決するというところでよろしいですか。

事務局長 今回の案件、この2行目の部分の知識がなかったということを削除して審議にかけてもらうという形でいかがでしょうか。

委員 ということは、かけ直しですね。

事務局長 ここを削除するというので、このあとの文章は残して審議にかけてもらうというのはいかがでしょうか。

委員 今日はこちらということではなくて、その文章を直してもう一度かけ直しということですね。可決してしまうのですか。

議長 今のご意見で言いますと顛末書の内容の部分「今般、申請する土地（〇〇番〇、〇〇番〇）は、約50年前より駐車場及び駐車場への進入路として利用しており、〇〇番〇の一部は平成18年に自己用住宅の庭としても使用しております。」

その次のところですが、「無断転用したことに對して深く反省しお詫び申し上げます」の前の部分を削除することよろしいでしょうか。

事務局長 はい、そこの部分を削除してもらいます。と言いますのは、先ほども地元委員からもありましたように、知識があつたかなかつたが分からない。50年前からこの駐車場という形態でした。農地転用はあくまで平成18年ですが、その前の50年前からこの田が埋まっていったということであり、恐らくその時にはこの知識がなかったのだろうという解釈の下で、これを受け付けたわけです。だから、その後、農地転用の知識がついて、本来ならその時に一緒に出したらどうだったという話になり、その駐車場になっている部分は農地転用以前、50年前からこういう形になっていたという事実はあります。その当時というのは、その埋められていた当時という理解で思っていたのですが、これが平成18年には十分知識があるということであれば、十分知識がなかったとはいえ、の部分まで削除して、無断転用したことに對し深く反省し、お詫び申し上げますと解釈してはどうかという形になりますが、それを踏まえてご審議をお願いしたいと思います。

委員 この平面図、図面をざっと見ていると、現在出ている土地と庭、緑色で塗られているところは、同じ時に埋めたように見えます。この図面によると、とですよ。

そしたら、結局は分筆されて家のところだけは農転が出されていると、憶測ですが、そういう感じになりますね。

事務局長 先ほど地元委員もおっしゃったように、この緑の部分は恐らくそういう推測はありますが、そのほかの今申請されている黄色の部分や、搬入路、進入する部分につきましては、もうこれは50年前からということですので、恐らくは緑を外れた部分は以

前から埋まっていたということは、地元もですし、私も水泳場によく行っていたのですが、もう35年も前にはこういう形にはなっている、そういう記憶がございます。以上です。

委員 私が思うのには、家は多分50年も前から建ってなかった。あと、その他の周囲は先に埋まっていたという感覚じゃなかったかなという思いです。以上です。

議長 ご意見ございますか。

(なしの声)

議長 それでは、この件に関しまして顛末書の4行目、当時、農地法等について十分な知識がなかったとは言えという部分を削除した形で、ご審議させていただいていいですか。

委員 申請者がこの部分について削除に応じないという可能性はないのですか。

事務局長 この顛末書につきましては、あくまでこの会でその一部を削除した形をもって、それを条件として認めてもらうということであれば、当然にそういう説明の中で顛末を書き直してもらうという形でさせていただきますが、いかがでしょうか。ご審議、お願いします。

議長 どうでしょうか。審議対象とさせていただいていいですか。

それで、顛末書の削除された部分の形については、ここで採決をされたとしても、次回、その部分だけは委員会に報告いただくということによろしいですか。

委員 今回の説明等の内容を聞いていますと、この文章でそのままで行ってしまったらどうかというのと一緒になっていますので、今回はこの件につきましては、次回に持ち越しという形で、顛末書を書き直したものが出来た時点で審議するという形で持っていかないと、今この内輪だけの話で事を進めても、本人はこのことについては何らご存じないわけですので、今回は審議をする前の段階で差し戻しという形で、次回出てきた時点で審議をするという形でされたらいかがでしょうか。

議長 今ご意見が出ました、このままで削除した形で審議する、もしくは再申請、訂正した顛末書添付の上で審議すると、どちらかということなので、その部分で採決をとらせていただきたいと思います。

まず、顛末書をこの部分の一部削除で今回審議する。ただし、顛末書の訂正については次回報告し審議するというところで賛成の方、挙手願います。

<採 決>

事務局 (事務局、資料に基づき報告)
(事務局、集計報告)

議長 はい、ありがとうございました。
ただいまの報告について、ご意見・ご質問はありますか。

(なしの声)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、以上をもちまして、報告案件を終了します。そのほか、何かありましたら、お願いします。

(なしの声)

議長 よろしいでしょうか。
それでは、これをもちまして、農地系の案件は終了します。
それでは引き続き、農業振興係から報告・連絡事項が何点かありますので、事務局、よろしくをお願いします。

事務局 (事務局から事務連絡)

議長 ただいまの説明について、何かご意見等がございましたらお願いいたします。

(意見交換会、現地調査等についての質疑・応答、意見)

事務局長 改めて新役員含めて、今の意見をまとめて、方向性を次回に見出せたらと思いますが、いかがでございましょうか。

議長 ほかに何か意見ありますでしょうか。

(なしの声)

議長 それでは、マイクを司会にお渡しします。

副会長 以上をもちまして、第24期第29回大津市農業委員会定例総会の全ての議案、報告事項等を終了いたしました。お疲れさまでした。

議事録署名委員

議 長 (横山 成治 委員) 印

委 員 (橋本 正和 委員) 印

委 員 (山本 公彦 委員) 印